

# 平成25年12月甲良町議会定例会会議録

平成25年12月6日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	大橋久和	会計管理者	中川愛博
教育次長	金田長和	税務課長	上田和光
企画監理課長	中山進	人権課長	奥川喜四郎
道の駅管理室長	茶木朝雄	建設水道課長	若林嘉昭
住民課長	山本昇	保健福祉課長	川嶋幸泰
学校教育課長	塚口博	社会教育課長	池田弥太郎
総務課参事	中川雅博	産業課参事	阪東克美
建設水道課参事	北坂仁		

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書記 宝来 正 恵

(午前9時02分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成25年12月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 濱野議員および6番 丸山光雄議員を指名いたします。

日程第2 5日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、3番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 3番 野瀬でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問を進めさせていただきます。

先日の選挙ですけれども、平成25年10月25日付、毎日新聞の記事で、「選管などによると、堀内教育長は告示日の22日と23日に6回、演説会に弁士として参加し、候補の支持を訴えた。選管は、地方公務員法の公務員の政治的行為の制限に触れると判断」とありますが、選挙管理委員会の判断はどうでしょうか。

○**建部議長** 総務課参事。

○**中川総務課参事** 選挙管理委員会の判断ということで、お答えさせていただきます。

まず、教育長の身分につきましては、地方公務員法第3条の規定の解釈によりますと、一般職員であります。一般職員は、地方公務員法第36条第2項の規定により、当該職員の属する地方公共団体の区域内では、政治的行為をすることはできない規定になっております。政治的行為の制限につきましては、公職選挙法上の規定がありませんので、選挙管理委員会としては判断するものではありませんが、4人の選挙管理委員会の委員さんの協議によりまして、選挙管理委員会も教育委員会も同じ地方公共団体の構成団体でありますので、選挙管理委員長の方から地方公務員法の規定に抵触するおそれがあるということで、任命権者である教育委員会の代表の教育委員長へ報告をしたものであります。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 今のは、甲良町の選挙管理委員会の話だと思っておりますけれども、おそらく県の選挙管理委員会にも確認しておると思うんですけれども、その判断はどうでしたでしょうか。

○**建部議長** 総務課参事。

- 中川総務課参事 県の選挙管理委員会にも確認はしております。同じように、地方公務員法の話がありますので、選管としては判断はすべきではないという指導も受けております。
- 建部議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。引き続きまして、同記事によると、教育委員長も口頭注意されたということが載っておりますけども、具体的にどのような注意をされたんでしょうか。
- 建部議長 教育次長。
- 金田教育次長 教育委員長が、教育長室にいられて注意をされたということは聞いております。
- 以上です。
- 建部議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 特に今回、教育公務員という立場で、政治的に中立性というのを深く求められていると思いますが、地方公務員法、これにも触れると思います。それと、教育委員の必携、これにも実際に書いてあることと異なる行動をしていると思いますけども、その辺の判断はどうでしょうか。
- 建部議長 教育次長。
- 金田教育次長 ということで、委員長が注意をされたということです。
- 建部議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 了解しました。そしたら、次に行きます。
- これらの法律に違反する、もしくは違反するおそれがあるというところに対してですけども、例規当局といたしまして、町長と協議されたと思うんですけども、処分を検討もしくは処分されているのであれば、その内容を示してください。
- 建部議長 総務課参事。
- 中川総務課参事 お答えいたします。まず、教育長の任命権者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定により、教育委員会が行うものであります。地公法に違反等の判断は任命権者である教育委員会が行い、それに対する処分も教育委員会が行うものと考えております。
- 建部議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 今の回答で、具体的なところ、どのような形を出されたのかというのは、まだ出ていないんでしょうか。判断をするところというのは、今の回答でわかりましたけども、教育委員会の方に振られたわけですよ。教育委員会の方では、具体的にはまだ処分というのはなされていないということでしょうか。
- 建部議長 教育次長。

- 金田教育次長 ですから、委員長が注意をしたということです。口頭注意です。
- 建部議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。現在、注意のみということですが、処分の指針、おそらく甲良町にはこれはないと思うんですけども、処分の指針とかほかの地方の事例を一度挙げていただいて、これで妥当であるというところの根拠があれば、示していただきたいと思います。
- 建部議長 教育次長。
- 金田教育次長 教育委員会で処分云々はおそらくないと思うんですけど、今、総務課から申しました教育委員さんといいますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、活動を定められています。その中で、教育委員さんを罷免するのは、その自治体の長、いわゆる町長が職務上、義務違反とか委員たるに適しない非行行為があった場合、議会の同意を得て罷免をする。もしくは、有権者が3分の1以上の署名をもって、町長に解職の請求ができるというものと自己都合の退職という以外はないと思います。ですから、教育委員会の中で処分を決めるということはないと思います。
- 建部議長 野瀬議員。
- 野瀬議員 わかりました。引き続き質問します。
- 教育長は、今回の町長選挙において、大胆にも演説会の弁士に立たれるということは思ってもみませんでした。驚いています。堀内教育長は、学校教育現場出身で、学校長も経験され、法律を熟知され、教育行政にあっては個人的な価値判断や特定の影響力からの中立性を確保すること、これは十分わかっていると思っています。その上で政治活動をされました。どのような経緯で、弁士を依頼されたのか、引き受けたのか、ご回答ください。
- 建部議長 教育長。
- 堀内教育長 まず、先に行われました甲良町選挙期間中の私の行動につきまして、町民の皆様にご心配をおかけしましたこと、特に、甲良町の選挙管理委員会委員長様や教育委員会委員長様に多大のご心労をおかけしましたことについて、深くおわびを申し上げたいと思います。
- さて、今、野瀬議員のご質問に対してのお答えですけれども、ガラス張りの町政を掲げられ、不正を許さない毅然とした北川町長の姿を近くで拝見をしてきて、甲良町民の皆様のためには引き続き北川町長に町政を担っていただきたい、そういう私自身の強い思いと熱い願いからとった行動でした。私から申し出て、行動させていただいたということで、答弁とさせていただきます。
- 以上でございます。
- 建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。新聞報道によると、公務員の政治的制限はわかっていたと、いつでも辞めるつもりですと記載されていますが、それについては今、どのように考えておられますか。

○建部議長 教育長。

○堀内教育長 今日、後ろにも記者が取材に来ておられます。3社の記者から取材も受けました。そういう中でお話もさせていただきました。ただ、毎日新聞さんが書かれた報道の中身については、そう違和感はないんですけども、一部ちょっと言葉が足りなかったかなということで、つけ加えさせていただきたいと思いますが、私の行動を通して、選挙にいい形で影響が出るのでないのであれば、私の本意ではありませんので、それ以上のことはと思うんですけども、いつでも私は辞めさせていただくという発言の前には、町長さんが変わられるようなことがあったら、その後、その新しい町長さんのもとで教育行政を担っていくという自信が、私自身ありませんでしたので、そのときには辞めさせていただくというような発言をしていた部分が少し足りなかったかなと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。それでは、次に行かせてもらいます。

以上、法律違反的な行為については認識されているとおりでございますけども、そこで人事権を持つ町長として、教育長人事の任命責任者として、その責任をどのように考えているか。法律違反までして、個人演説会に現職の教育長を依頼されたのはなぜかというところについてお答え願いたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 今ほど教育長の方からお話がありましたように、私が教育長に今回の選挙で応援演説をお願いしたいということを前もって言った覚えはございません。しかし、教育長の方から何かお手伝いができることがあったらということで依頼をいただきましたので、私は応援演説をお願いしたいなということはい言いました。これは、私もまことに申しわけありません。うっかりというよりは、勉強不足の部分もあったのかなとも思います。

過去に私も議員を平成8年から議員になっておりますから、当時は町長、助役、そして収入役、教育長、これが特別職で4役という扱いであったというように私たちは判断をしております。したがって、教育長は特別職やからまず大丈夫かなという安易な考えもありましたが、そういう部分でお願いをしたという経緯でございます。給料体系も堀内教育長の場合は、教育長職でありますので、一般職の皆さんと同じように勤勉手当とかそういうものは一切ございません。したがって、私と同じ給与体系になっている。もちろん、タイムカードもないというようなことから、私ははなから特別職かなと思っておりました。そ

の点については深くおわびしたいと思います。

ただ、教育長も素直に謙虚に自分のしたことに対しておわびをされておりますので、私は引き続いて頑張っていたきたいと思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 前半の方で、教育長の方から話をされて弁士に立たれたという話をされたんですけども、町長の方から依頼されなくても、弁士に立っているということは理解されていますので、それは依頼したということになると思うんですけども、そこについてどうお考えになるか。

○建部議長 町長。

○北川町長 そのことについては、十分反省もしておりますし、私も深くおわびしたいなと思っておりますので、今後はそういうことが2度とないように取り組んでいきたいなと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。そして、次の質問に移りますけども、教育長の任命責任者として、町長の責任というところで、どのような責任をとられるか教えてください。

○建部議長 町長。

○北川町長 先ほど申し上げましたことで、私はこれからも粛々と取り組んでいきたいと思っています。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、教育長自身はそんな大きい問題はないと、任命責任もないというお答えだと思います。それで、よかったですか。わかりました。

次に、移らせてもらいます。

その次ですけども、今回の町長選挙において、北川陣営では、官製談合問題の一色で批判を繰り返されていたようですけども、この事件の告発者である町長として、その問題をどのように総括されるか。ちなみに、前町長本人も官製談合の問題について、応援演説会で言及されていたということを聞いておるんですけども、その辺についてお答え願いたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 今回の町長選挙、お互いに10月22日から26日、大変ご苦労さまでございました。お疲れさまでございました。今、野瀬議員が言われた官製談合問題一色で批判を繰り返されていたようですがということについては、私は今回の選挙、一度も官製談合のかの字も個人演説会ならびにこの役場の前の街頭演説でも言った覚えはございません。これは、はっきりと言っておきます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私の聞いたところによると、官製談合という言葉が発せられたとい

うことは聞いております。聞いた、聞かないという話になりますので、それはちょっと置いておきます。ただ、北川現町長が言わなかったとしても、ほかの応援弁士としてはそういう問題を皆さん、かなり言うておられます。

その次に、行かせてもらいます。

この官製談合問題ですけども、問題がはっきりした時点で町民に説明するというのを以前、言われていたと思うんですけども、いまだに何の説明もないということについて、町民に対しての説明責任、この辺が不足しているように思います。それについての説明をお願いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 ということは、野瀬議員は、この官製談合疑惑問題について、一連の過程、それにかかわっておられたわけですか。どうなんですか。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今の逆質問はちょっとおかしいと思うんですけども、私はかかわっておりません。ただ、以前、町長からこの問題がはっきりした時点で、町民に対して説明をするということはおっしゃっていました。これは、記憶しております。そのことの説明がないということを行っているんですけども。

○建部議長 町長。

○北川町長 官製談合問題は、平成21年7月9日に入札が行われた、そのことが発端で、いろいろなマスコミのニュースにもなりました。そして、そうした問題について、議会としてもこのまま放っておくわけにはいかないというようなことから、真相を究明するというようなことで、全会一致で百条委員会が設置されました。これが、平成22年3月9日です。それから、ずっと会を追って、百条委員会は22年12月8日、12回目で官製談合疑惑ありとする委員長報告が可決され、というような結果になったわけです。そして、その百条委員会ならびに甲良町議会が、告発、告訴するということができないということになって、それで、議会が甲良町がかわりに告発をせよという決定をしました。それを受けて、私が平成23年3月17日に告発をしたというような経緯であります。

そもそも、そういう形で刑事訴訟手続に私がしなくても、議員でできるというシステムがあればよかったわけですが、それができなかったために、町として告発するというようなことになりました。したがって、その中で、検察で客観的事実やその下での証拠がある程度、作為的偽造でない限り、何らかの公開の場で審議が進められる、その上で事実認定がどうか、あるいはその事実を証明する客観的証拠はどうかなどの審査がされ、結果として、不起訴処分が発表をされました。

よって、そのことが新聞報道されましたことによって、告発したことが間違

いだったということではなく、しかも、私はそのことで説明責任をしなければならぬという責任は発生しないと判断をいたしております。だから、検察の最初の不起訴処分、これが出たことによって、私の役目は終わりました。あと、審査会に議員有志が再度、審査請求をされました。そのことは、議員有志がされたこと、それから、あとの判断、結果が出ることも全て私には一切かわりがないことです。私は、もうその以前で終わっています。

以上です。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ちょっとポイントがおかしいかなと思うんですけども、私が今、質問しているのは、町長がはっきりした時点で、この問題について町民にはっきり説明しますよということと言われていました。それは、今回のような不起訴になろうが、起訴になろうが、その辺は関係なしで、説明するということが言われていました。それに対しての町民に対する説明がないということ、私は言うてるんです。

○建部議長 町長。

○北川町長 いろいろ調べさせてもらったんですが、そこまではする必要がないということがわかったから、そう判断をしたんです。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そういう判断であれば、水かけ論になりますので、これ以上の質問は差し控えさせていただきます。

そうしましたら、その次ですけども、きのう、阪東議員からの一般質問がありましたけども、北川町政2期目のスタートにあたりまして、マニフェストの実現に努力されるということと申しますが、今後の大方針である重点政策ビジョン、これはどのように考えているか。特に、ポイントとなる部分、この辺のみで結構ですので、お答えください。

○建部議長 町長。

○北川町長 その前に、少しお話しさせていただくと、選挙はもう終わりましたので、これからは私も2期目の北川町政がスタートいたしました。したがって、きのうの西川議員の質問のように、犬上川崩壊をいたしました、そのことによって復旧工事が遅れたら、北落や小川原が大きな被害を受ける可能性もあるというような、そういう危機感に満ちた部分の指摘なり、あるいはこれからの甲良町、今、野瀬議員がおっしゃるように、今後の甲良町のビジョンはどうなるんやというような前向きな質問をこれからも期待したいなと私は思います。

きのう、実は阪東議員が冒頭から質問をされたので、若干、重複する部分があるのではないかなというようにも思います。今現在、それぞれの担当課が来年度、いわゆる新年度の予算に向けて、いろいろと編成をしております。その

中で、財政担当が言うには、来年の財源が約1億5,000万、財源不足が発生するという話が出ております。したがって、その1億5,000万の財源不足をそれぞれの課がどこまで削って調整し、その財源不足の分をうめるのかというところで、今、頭をひねっているというようなことでもあります。

したがって、私があれば、これをせえと言うてもなかなかその部分は財源不足もあるので非常に厳しいのかなと。しかし、私は前回の選挙の中で、4つの実績を発表しました。1つは、道の駅の縮小、主監制度の廃止、入札制度を指名から一般競争に変える、そして、建設課、水道課を統一する。こうしたことによって、削減効果で財源が生まれた。そのことを今回の選挙ではPRをしました。そして、26年度以降、それで生まれた財源を使わせていただいて、事業を重点的にやっていきたい、こういうような訴えをさせていただいたということなんです。そのことが、皆さんにも受けていただいたのかなと思っております。

その中で、野瀬議員も多分、目を通しといていただけるのかな、私のマニフェストを書かせていただきました。それぞれ子育て支援、福祉、教育、人権、環境、農業振興、商工観光、まちづくり、防災。これは、9項目あります。全てが一度にやれることはありませんが、着実にできることから必ず実現するように努力をするということは、きのう、阪東議員にもお約束もさせていただきましたし、野瀬議員にも約束をさせていただきます。その中で、先ほどの河川の増水の問題もございました。一番大きな問題、きのう、土地収用法の話も出ましたが、あそこの土地を埋め立てさせていただいて、そして、その後に駐車場を確保して、今の駐車場のところに防災センターを建設するという大きな1つの事業も計画に入れております。これもできるだけ早い時期から準備をさせていただいて、私の任期満了までに何とか完成できる方向で持っていきたい。今、特に東北の震災の復興、そういうことで予算が結構出ております。こういう防災センターの建設には、特に予算が大幅に補助金として見込まれるというようなこのチャンスに、ぜひともそのこともやっていきたい。これが、一番大きなテーマかなとも思っております。だから、このマニフェストの中でも、例えば、役場の西側のこの交差点、この改良工事、これも大きな事業になるのかな。甲良神社の境内の一部を協力してもらいながら、交差点改良しなければならないというようなことでもあり、これも今日言うて、明日すぐできる問題でもないとも思っております。

したがって、子育て、教育、福祉、産業振興、農業振興、商工観光振興とか、そういう部分も併せながら、そういう大きな事業、これも同時に並行してやりながら、甲良町のまちづくりを進めていくというような思いでおります。細かいことは、もうここに掲げさせていただいておりますので、一々説明は省略さ

させていただきますが、そういう意味でこれから4年間頑張りますので、どうぞよろしくご協力をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** わかりました。マニフェストの実現に向かって、よろしく申し上げます。

それでは、私の質問を終わらせていただきます。

○**建部議長** 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、6番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 今回の開会の挨拶の中で、町長が「一点の曇りもない町政を」ということを述べられました。私も、そういう考えで町政を進めていきたいと考えております。それでは、一般質問に入ります。

固定資産税の同和減免の廃止について、私は9月議会でもこの問題を取り上げました。廃止することについて、前回の議論で異論がない答弁だったと思います。問題は、住民合意をどのようにしていつから実行していくかと思いますが、いかがでしょうか。

○**建部議長** 税務課長。

○**上田税務課長** 税務課長の上田でございます。

今の固定資産税の減免の制度の廃止についてということで、住民合意をどのようにするのかというご質問だと思います。この同和減免でございますけれども、ご存じだと思いますが、同和対策事業が実施することに伴いまして、固定資産税の負担が大きくなってきた中で、住民の生活の安定、そして、福祉の向上、さらに同和対策事業の促進を目的として、固定資産税の同和対策減免が創設されて、全国的な市町村でも減免が実施されてきたという経過がございます。

その中で、平成13年に地対財特法が失効した、これに伴いまして、全国的に市町村が減免の見直しをされているということでございます。滋賀県においても、近隣市町村においても、彦根市、豊郷町、愛荘町につきましては、廃止および経過措置として段階的な廃止の制度に見直しをされているという状況があるということでございます。ただ、甲良町といたしましては、甲良町の状況、事情等いろいろございます。その中で、地域の実情をふまえた上で協議を今後進めていく必要があると考えております。よろしくお願いたします。

○**建部議長** 丸山光雄議員。

○**丸山光雄議員** 法律上、同和減免が終わっていることから、もちろん同和減免を廃止する理由ですが、町民の暮らしの実態は地域内においてもさまざまであり、貧困と格差が広がっており、経済的自立が進んでいる家庭とそうでない家庭とがあります。また一方、同和地区外でも経済的な困難な家庭もある。だか

ら、同和地区だけの減免は実態に合わないと思います。町民生活の交流合意を考えると、この不合理を正してこそほんとうの意味での交流が進むと思います。だから、甲良町では特別施策を終了させることが大事ではないかと思います。いかがでしょうか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今おっしゃるように、貧困というのが全国的にといいますか、甲良町も含めて出てきている状況は承知しております。ただ、この同和減免につきましては、この同和減免という部分の中で、地域の実情をふまえて協議をすると。別の問題で、貧困の問題というのはあると思いますが、それはそれでまた別に議論する必要があるんじゃないかと考えております。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 次に、町長にお尋ねします。この問題で、まず同和減免の廃止にする決断が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 町長。

○北川町長 丸山議員から、この問題は何回も問題提起をされておりますが、甲良町の実情を見ながら判断をしていきたいなど。特に、近隣の市町では、おっしゃるとおりに、減免措置に対しては段階的に減らし、最終的にはゼロにするというような事例もございます。したがって、今後は甲良町の実情が、この時期がくればいいなという判断を見極めながら、これは担当課とも相談しながら取り組んでいきたい、このように思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そのように、廃止できるように希望いたしまして、次の質問に行きます。

どのような段取りで廃止していくか、一日早く終了すべきで、少なくとも期限を決めて終了する必要があると思います。そこで、愛荘町では5割減免だったと思いますが、ですから、5年かけて終了したように、甲良町では3割減免なので、3年で段階的に終了する必要があるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今、申し上げましたように、地域の実情をふまえて、それも含めて協議をするということでございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 同和減免の廃止によってできる財源を、どの地域でも経済的に困難な地域や家庭に対し、暮らしを応援する施策に回せるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 ですから、財源等という問題については、その協議の上で、それが妥当であるかどうかというところになると思いますので、その協議の中での議論の一部になると思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 この問題、一日も早く廃止の実行をお願いいたしまして、次の質問に行きます。

ごみの週2回収集通年実施について。私が議員になってから、この問題を何度と取り上げてきました。町長の選挙公約で、夏場の2カ月を4カ月にしようとしていくとのことでしたが、いつごろ実施をする予定で考えているでしょうか。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 町長のマニフェストにもございましたので、ただいま検討をさせていただいております。

以上でございます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 検討してくれるということで、できるだけ早く検討して実施していただきたいと思います。週2回を4カ月に延ばして実施するということですけど、町民の強い願いですので、町長が2期目の在籍中に1年を通じて週2回の実施をしていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。今は、年に4カ月だけ週2回という形をこの前聞いたもので。町長がまだ在籍中に年間を通じての週2回の実施をしていただきたいということです。いかがですか。

○建部議長 住民課長。

○山本住民課長 先に答弁をさせていただきましたように、今、2カ月を4カ月にということで検討をさせていただいている段階ですので、通年といわれますと、今、2カ月を4カ月にと検討段階でございますので、今はお答えはさせていただけないということで回答をさせていただきます。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 この問題は、町民の強い強い願いなんです。ですから、できるだけ早くして、そしてまた、私らの希望として、年間を通じての週2回のごみ収集の実行をお願いしたいと思います。お願いしておきまして、次の質問に行きます。

ある町民の要望で、交差点の改善をということで聞きました。そこで、問題の交差点は、金屋地先の名神高速道路高架西出口の交差点の安全確保についてお尋ねします。

ある町民からの要望で、この交差点の改善をしてくれという希望がありまし

た。そこで、出会い頭の事故が最近多発していると、町民からの訴えが寄せられたが、事故状況の報告を求めます。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 まず、添付図面というのが、ちょっと私の方に届いていなかったもので、具体的にどの場所かというのが把握できないんですが、多分、西川議員の東側だと思います。そういうことで、ちょっとお話しさせてもらいますと、1月から10月までの町内の事故発生件数は40件。昨年より14件増えています。そのうちの出会い頭の事故が21件、追突事故が11件、その他ということになります。あと、金屋地先の事故については、11月1日に出会い頭事故が発生したということは把握しています。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 東西道路、南北道路とも、交通量の多い少ないをつけにくい時間帯があるので、双方とも一旦停止の交通標識にできないのか訴えていたましたが、両方の一旦停止の標識をつけることを町民の願いで要望しています。これについてはどうでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 確かに、昔の交差点では4面停止の交差点も今のところ残っている場所もあります。でも、警察に確認させてもらおうと、主従関係をはっきりさせるために、どちらかを一旦停止にしなければならないというルールみたいなことがあります。今はもう4面停止というのはほとんどなくしていくという方針がされているということでございます。現在は、そのような「止まれ」標識の設置は行っていないということも聞いていますので、今のところ4面停止というのは難しいなど。これは、もう警察に何回もうちの方もそういう要望がありますのでと話をさせてもらったところ、そういう回答を得ましたので、ご報告させていただきたいと思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私も、ここの交差点は時々通ります。確かに、東西はそのまま走りますけど、南北の走り方、南から北へ行くとき、交差点に入ったとき、非常に見にくい。カーブミラーがついていることはついています。だけど、高速道路の草が生い茂っていて、非常に見にくいところがあります。そういう意味で、ここをもっと見通しのいい交差点にできるよう改善していただきたいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 草等の除却はできると思いますが、道路の形態を変えるということ、また建設課または土木の方と、旧の県道になりますので、土木の方と相談させてもらわんとできないということで、今後そういうこともふまえて協議し

ていこうと思います。

○建部議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 協議していくということで、いい方向に向かっていただければいいと思いますので、よろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○建部議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は、10時10分。

(午前 9時55分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、質問を始めさせていただきます。

先の町長選挙で、北川町長が2期目をスタートされたことを歓迎する1人です。同時に、町政の課題に対して、真摯に向き合い、一つ一つ乗り越えていただきたいと念願し、希望しております。評価できる施策には賛成をし、よりよいものになるよう私どもも力を尽くしてまいりますし、理に合わない施策や町政運営については、あるべき対案を示し、正していくことを心がけていきたいと思っております。

さて、町長選挙において、北川町長が「有言実行、マニフェストの実現に向けて、取り組みます」とのチラシを発行されました。その中には、福祉の充実、子育て応援の施策で幾つかの前進があったと思っております。そのうち、中学校卒業までの医療費無料化は、子育て世代やお孫さんを持つお年寄りにも熱望されてきた課題でありました。昨日の一般質問に答えて、予算規模などを検討しているとのことでありましたが、実施時期についてお尋ねをするものです。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 実施時期につきましては、財源の問題あるいはシステムの改修、それと医療機関等への手続等がございますので、町長の公約でもありますので、実施する方向で実施時期も含めて検討したいと考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町民の期待が高まっている時期でもあります。つまり、町長選挙の直後でありまして、あのマニフェストに対する評価は、私は幾つか期待していますという声も直接聞いているわけです。早い時期に実施できることを町民にお知らせするためにも、来年の2月臨時議会に提案していただける状況が存在するかどうか。そして、それが間に合わなかったとしても、4月1日からの来年度実施、つまり、3月議会で制度上、予算上の整備が整うかどうかのお答え、よろしく願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 町長の答弁にもありましたが、できるだけ早い時期ということでございますけれども、2月の予算計上はできません。新年度予算に上げられるか、上げられないかもちょっとわかりませんので、できるだけ早い時期にできるよう検討したいと思います。先ほど言いましたように、財源の問題、あるいはシステム改修等がございまして、時間がかかりますので、ご了解いただきたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 他の自治体でも、新年度に間に合わない場合、6月議会ないしは3月議会が済んだ後の臨時議会を招集して、そこに新制度を提案するというところもやられているところも聞いています。そういう点でも、早い時期、新年度になってから6月議会。9月議会になりますと、半期を迎えますので、そういう点では6月議会が妥当か、ないしはそろい次第、臨時議会というのもあり得るということで、見通しの点でどうなのか、再度お願いします。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 今、お答えできるのは、できるだけ早い時期ということでお答えさせていただきたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 以前から、私はこの問題を取り上げていまして、答弁は今のところできません、予算上もありません、こういう答弁でありましたので、それが大きく一步踏み出した、前進をしたということで評価をしていますので、今の答弁でもできるだけ早い時期ということによっておられますので、町民の皆さんが期待をされていますので、よろしくをお願いします。

それで、2つ目に、実施するにあたって、所得制限、それから一部負担金などをどうしようにするかについても、検討されていると思います。もし、所得制限や一部負担などの導入を検討しているなら、それは私は避けるべきだと思います。それは、子どもは社会の宝という点からみても、所得の制限で、つまりいろんな枠を決めますと、1枚違うだけで制限されて受けられないという点で、隣近所の関係でも、平等性を欠くことでもありますし、子どもの発達を親全体、社会全体が保証をする、見守っていくという立場からも、これはふさわしくないと思いますが、それはどうなのでしょう。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 一部負担金等につきましては、導入しない方向で検討したいと考えています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。隣の豊郷町、多賀町、そして今度、米原市

が中学校卒業まで実施をすることについて条例を提出すると聞いております。そういう点でも、この流れが非常に広まっているなどと思います。

2つ目の問題に移ります。税金の取り立て間違いについて、ぜひとも正していただきたいと思う問題なんです。Fさんというようにしておきます。個人情報との関係でありますので、そもそもFさんへの個人への賦課決定をした事実があったのか。この問題です。これは、平成23年、今から2年前の9月に私が相談を受けて、町のおわびも出されています。Fさんの弟さん名義の土地、家屋の固定資産税について、相続人に賦課額変更通知が平成23年11月9日付でありますし、それから、法廷相続人指定の通知が9月29日となっています。Fさんに対する誤過納のおわび状は、9月29日付なんですね。つまり、徴収間違いが判明してから、弟さんの死亡に伴う納税者変更を行ったものでありまして、もともとFさんは納税義務者でもなく、弟さんの法廷相続人対象でもありません。

この事実関係について、間違いがあるでしょうか。賦課決定をした事実があるのかどうかと、そして、今そういう指定相続人の通知の日付とおわびをした、つまり、町が非を認めた日付との関係で、事実関係が間違っていないかどうかご確認よろしくをお願いします。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 今、ご質問いただいた件については、23年度の方であったと思っています。このケースでございませけれども、これは土地家屋の所有者、登記でございませが、その方が平成12年に死亡されていたということございませ。この個人の名義の土地と家屋でございませが、死亡後、相続登記はされていない、死亡の方の名前でそのまま置いてあったと。そして、相続人の代表者指定届けも出ていないということです。死亡者の賦課決定のままで、納税通知書を個人の氏名で、その個人の所有していた家屋の所在地に送付をしていたというものでございませ。

固定資産税につきまして、その家屋の所有していた故人のお母さん、そして、妹さんとこっちは認識しておったんですが、現にそこに住んでおられたお母さん、そして兄弟の方が分納をされていたということございませ。このケースの場合ですけれども、納税されているのが妹さん、そして母ということございませるので、現に住んでいる世帯員ではありますけれども、法廷相続人ではないということございませ。おっしゃるとおりです。この法廷相続人は、子どもさん2人がおられますので、この方はここには居住はしておらなかった、別に住んでおられたということですが、法廷相続人は別に子どもさんがおられたというケースでございませ。

ですから、本来の法廷相続人ではないので、その方以外のお母さん、そして、

兄弟の方が支払われていたということで、これは地方税法の17条の過誤納金に当たるという町の見解で、その過誤納金の還付をするということで、実施をさせていただいているということでございます。

そして、この過誤納金につきましては、地方税法の18条で、還付金の消滅時効という項目がございます。その規定が、5年ということになっておりますので、この過誤納金の5年分と、あとは過誤の還付加算金を合わせて、5年分を還付支払いをさせていただいたというケースでございます。

この件で、全額をとというようなご質問でございましたが、この過誤納金については、事実発生の日から5年のもの。以前のものについては、消滅時効の対象になっておりますので、5年を経過した過誤納金については、還付はできないという状況でございます。

以上でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 法文を読み間違えていただいたら困るんです。請求権を消滅するとなっているだけで、町の側は返還することについての制限はありません。つまり、納税者の方から納め過ぎたんだということで返してくれということであれば、これは5年以上の分は返しませんよという規定なんです。地方税法、説明をいただきましたので、18条に書かれています。ここには、請求権なんですね。

そして、全額返す必要があるという根拠は、本人への決定がありません。今、つらつらと説明がありましたけども、本人への賦課決定がないんです。ですから、賦課決定がありませんから、事実が発生した日、起算できないんです。本人も、私が代筆をしましたが、町への要望書を提出しています。分納は、滞納額が発生したときから払っておられます。そして、それは町の職員が、名前は言いませんが、「あんたがここにいてんねやから、払ってほしい」ということで払われてきたんです。賦課決定も何もありません。善意で払ってこられたんです。けども、法廷相続人、指定相続人の手続がされていないということで、町の落ち度についてのおわび状が出ています。全世帯課税なので、固定資産税については、固定資産を所有しているものは支払うという税体系です。課税客体から見て、そうなっています。そのことを外して、町が世帯全体で課税してきたから、こういう間違いが起こったんだというでの釈明がされています。

ですから、私は善意で払ってきた、払う義務のない方です。これを町が放置をしてきた、そして、その法的な手続もしないまま支払わせてきたことについて、潔く返還をするという行為をぜひしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 税務課長。

○**上田税務課長** 今回の提起のあったのは、平成23年9月ということで、この過誤納付の提起があったのが、9月。提起があつてからさかのぼって5年と、これは地方税法の18条の3の1、還付金の消滅時効は5年。これは、提起のあった日から、さかのぼって5年ということになりますので、5年分を還付させてもらったと。これも、過誤納付というのが、先ほどおっしゃるように、法廷相続人に、個人に対しての納税通知書の名前で送らせてもらっております。現にそこに住んでおられますけど、法廷相続人ではない方が払ったおられたと。これは、うちの認識としては、法廷相続人にかわって、現に住んでいる方が払われているという認識で、うちは納付をいただいていたということになりますので、5年以上の還付はできないということで理解をしております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 地方税法の18条の3、繰り返しになりますが、この事案ではもともと納税義務者ではないんですね。これは、認めておられます。ですから、速やかに返還すること自体が、甲良町の誠意というように示せる中身ですし、甲良町の課税のあり方、それから、法的手続も含めて、見直しのいいチャンスと受けとめて、再度、法的解釈の再検討をぜひしていただきたいと思います。

次に進みまして、生活困難家庭に対する勉学支援の問題です。直接、町民の方から訴えていただきました中身なんですけど、両親がいないお孫さんをおじいちゃん、おばあちゃんが育てている家庭で、せめて通学費を補助してほしいとの切実な要望が寄せられました。子どもは社会の宝として支援制度の創設が必要だと私は思います。金額でいっても、そう多くはありません。質問状の中に、例えば、月5,000円というようにしましたが、この金額が妥当かどうかは別としても、3,000円の範囲、ないしは1万円限度というようにして、それがそう多い家庭ではございません。確かに、滞納世帯を見ますと、国保で百八十何世帯の滞納ですから、多い中身なんですけど、両親がいない子どもさんを、それ以外の家庭が育てている場合の勉学支援。この方は、高校と大学に送っておられて、通学費だけでもというように言われていますが、これはどうでしょうか。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 大変申しわけございませんが、財政が大変厳しい町であることはご承知のことと思います。金額が少ないんですけれども、町単独の補助は困難であると考えております。奨学金の制度とかそういうようなものを活用していただきたいと思います。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 年金は、ますます削られて、細々と暮らしておられる高齢者世帯に育てられた子どもさんたちが、せめてわずかながらも町が応援してくれている、

金額の問題ではございません。もちろん、全額の補填があれば幸いだと思えますけれども、応援してれていると感じられます。すさみがちに子どもたちの心に、温かなともしびがともるのではないのでしょうか。そういうように、わたしは考えるものでありまして、ぜひとも財政の状況もございませぬけれども、優先的に子どもを育てる、町が応援する、社会が応援するという立場にぜひ立っていただきたいと思えますが、いかがですか。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 現時点では、先ほどお答えいたしましたとおりでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 内部の検討、それから町民の声を聞いていただきたいですし、私たちも直接、町民の声が届くように努力をしていきたいと思えます。

次に進みます前にちょっと時間をいただいて、チラシの配布をお願いしたいんですが、よろしいですか。

配慮いただきまして、ありがとうございます。質問の中に現に配られたチラシがありますので、皆さんの共通認識になる上で、事実を押さえてもらう上で配らせていただきました。

町長選挙の際に配られたとみられるチラシがそれであります。幾つか質問をいたします。

町の事業について、それぞれの立場から意見や評価を自由闊達に述べることは歓迎すべきことだと考えます。しかし、事実と異なる認識のまま見ていくと、評価を間違ふもともとなりかねません。そこで、事実と違ふ表現、記述あるいは著しく誤解を与える記述があれば、説明していただけますか。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 昨日も木村議員の方からご質問をいただきました。冒頭、私の説明不足もあったのかなということで説明責任は果たせていなかったのかなという思いもしているわけでございますが、今、配布されたチラシの米印4点ほどでございますが、これについても私の思いはご説明させていただきました。オープンから多額の補填が必要とか、こういうことが記述されておりますが、これは生産者が努力によって販売拡大ができてきているということから、生産意欲が高まっていることから、当初の予算よりも販売が増額になってきたということからも、収入または支出の補正をさせていただいているということがございませぬし、また、経営、経理等につきましても特別会計予算を組んでいただいて、町長の決済を仰ぎながら支出をやっているような状況でございますので、こういう部分についても、このチラシから見ると、私自身はご理解いただけなかったのかなと思っておりますし、また、先ほど申しましたように、説明不足があったのかなという部分でも認めているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 担当課長もそうですが、実際の陣頭指揮をとって、努力をされている町長も、このチラシについての誤解や事実と違うところがあると思いますが、見解を求めたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 選挙期間中にこういう内容のビラが出たということでありまして、私は平成8年から議員になっております。年4回の定例会の後、必ず議会報告、議会レポートという形で、私の地域の住民の皆さんに全戸配布でそれを配布いたしました。それから以降、少し2期目ぐらいから内容もある程度、経験を積んで、内容そのものに一言一句間違いのないように、そして、誰から質問されても、問われても責任を持って答えられるようにということで、当然、発行者である私の住所も電話番号も名前も書かせていただいて、そして、全町民にも議会レポートという形で報告をさせていただきました。これは、議員の、いわば使命でもあるのではないかとあって、14年間続けてまいりました。

今回、発行者の名前のないビラがこのような形で出たと。もともとこの道の駅は無理がありながらのスタートをしたということでありまして、大幅に甲良町の財政規模に見合った形で縮小もさせていただくということを選挙公約に上げて実現をしました。陣頭指揮をとって、甲良町には特産品がない中でどうするかということも考えて、いろんな近隣地域を含め、あるいは他府県からも端境期のときには埋め合わせをするために、陣頭指揮で仕入れをさせていただき、そして、店頭に並べるというようなこともやりながら、今日まで運営をしてきた。したがって、確かに直営でありますから、3人の職員が張りついています。しかし、そうしてやらないと、この道の駅は運営がスタートからできない。それだけ厳しい中でのスタートをしているわけですから。皆さん、土曜日、日曜日含めて休むことなく、休日も関係なしに出て、頑張らせていただいている。その結果、少しずつ甲良町「せせらぎの里こうら」という道の駅が口コミで伝わって、いろんな他府県ナンバーの人も沢山訪れてくれるようにもなりました。

したがって、当初の仮オープンときは売り上げ年間目標4,000万の実績に、5割アップできたらいいかなということで、目標を立てたのが6,000万なんです。けども、私は気持ちの中で目標を月1,000万におき、年間30万の来場者ということ自分の頭の中でも目標にしながら取り組んできた。実現しようということで、一生懸命になって、少ない7月あたりは七百何人しか来場者はなかった。11月は七百何万、11月は1,175万ぐらいですか、それぐらいの売り上げが上がるようになった。ということで、トータルして平均すると、1,000万近い金額に少しずつ近づいてきているかなということで、努力が報われているんだと思います。

そうして、一生懸命やっている中で、この選挙戦があったと。このビラに対して、私が率直に言えることは4点。

まず、ビラの内容には、私たちが思っている内容とは随分かけ離れた部分があります。読んだ人がうのみにすると、行政はこんなことをしているんかという誤解を招く。なおかつ、組合員かて、それによって不安になる。そういうことが出てきます。

そして、今言いましたように、発行する以上は責任を持って名前を出していただきたいというようにも思います。

もう一つ、こうしたビラが選挙期間中に出るということは、私に対する選挙妨害でもある。これは、はっきり言って。

最後に、やはり選挙の公平性を欠くことのないように、選挙はやはりどんな選挙でも政策をきちっと表に出して、政策論争で正々堂々と、私は選挙は戦っていただきたい。そのことが、一番大事かなと思います。私は、この10月22日から27日の選挙では、そういう思いを持って、選挙を戦ったと自信を持って答弁をさせていただきました。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 町長の思いを聞かせていただきました。チラシの指摘、批判が当たっているところもあるというように思います。しかし、特にチラシの裏側、9月議会で補正予算の記述は、予算書の読み方の誤解なのか、反感を誘う意図的な記述が見られます。

そこで、続けて幾つか質問しますが、まず、9月議会補正予算、裏の囲んでいるところです。臨時職員の社会保障負担金、臨時職員賃金、食料費、水光熱費、手数料が、合計で2,876万があるんだと思いますが、この金額は、担当課に聞きますが、税金の投入の額と対比していますか。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** お答えをいたします。今回の9月の補正につきましては、説明もさせていただいていますように、収入が増えることから、一般財源の補填も500万円の減額もして上程もしているところでございます。そういうことから、今回の食料費、特に大きな2,400万ほどの補正でございますが、これについては、生産者の努力によりまして、収入が増え、支払いをしていかなければならないということから、補正を組ませていただいたものでございます。いわゆる、消費者が買っていただいた部分、また仕入れの部分ということになってこようかと思えます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** この括弧の下の、下との関連なんです。僕が聞いていますのは、税金の投入と読んだ方がほとんどなんです。こんな大金の補填が必要なのかとい

うことで、私も4、5人から「何で、西澤さん、こんなことに賛成したんや」と怒られました。それは、誤解が広がっている関係なんですね。ですから、私が聞いていますのは、税金投入の金額ではないということで、しっかりと答えていただきたいと思います。

続けて、「お金が回らなくて、運営は大丈夫」。これは、どういう意味を指しているのか、発行人もわかりませんのであれなんです。仕入れ先がいるからこの金額を税金で投入した、全部、その税金の投入といえます。それから、経理はどうなっているか。つまり、不明朗な経理で、経理の決算書も発行されないように読まれています。ある方は、「決算書ないんか」と怒られました。あつたら見せてほしいと言われたんです。その点で、3点、聞きましたが、ご回答お願いします。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** まず、1点目でございますが、今回の補正については、税金を投入しているということではございません。売上金による補正を組ませていただきました。

それから、仕入れ先にお金が回らなくて運営は大丈夫ということが書かれておりますが、これについても私も理解はできませんので、答弁は控えさせていただきます。

それと、仕入れ先に売れたら支払うという形を取っているのに、なぜお金が必要なのかということですが、これは、やはり品物が売れるということに対しては予算を組むということで、地方自治法の規定によりまして、特別会計を組んでいる以上、予算措置をして支出をしていくということが決められておりますので、それに基づいて予算編成をさせていただいているということでございまして、経理につきましては、この特別会計で経理をしておりますので、歳出、歳入するときは、伝票を切りながら、財政の決済を仰ぎ、町長の決済を仰ぎ、支出、収入を行っているものでございます。

最後につきましては、日々の日計につきましては、レジのシステムで、きのうも答弁をいたしました。日々管理を行いながら、日計をきっちり整理し、銀行にそのお金を納めて、終了しているということでございますので、経理につきましても、きのうもお答えをいたしました。監査対象でございますので、しっかりと経理はやっております。

○**建部議長** 西澤議員。このチラシについては、あと1回にしてください。

○**西澤議員** 裏の方の囲みの補正予算。この金額が、税金の投入する金額ではない。それから、表の方にもありますように、これが合計で、補正予算2,876万円、これが税金投入をした金額、またぞろ投入したように誤解をされかねません。

そこで、チラシにはこのままの状態では危険と書かれています。私たちは独自の立場で批判も持ち、そうならないための提案をしてまいりました。しかし、このチラシを発行したとみられる方々の中には、大規模化、箱物優先、町民合意よりも先に用地を議会に諮らず、契約を進めてきた方がおられます。その上、3月議会で、せせらぎの里こうら事業特別会計の開始には賛成をされています。オープンした以上は、前進面を評価するとともに、改善が必要なところは事実に基づいて、忌憚なく指摘しながら建設的提案を進める必要があるものだと思います。

私は、大変残念だと思うんですが、このチラシは選挙後、数日後に私のポストに投入をされていました。関係者に聞きますと、確かに発行された。個人演説会の会場で読み上げながら配られたと聞いています。そういう点でも、この選挙戦のチラシの1つです。関係者から警察に選挙妨害、選挙違反として告発をしたことも聞いております。そういうことを申し述べて、税金投入の金額ではないと、この2,876万円。それから、その内訳でそれぞれの支出が税金から払われたように読めますが、その誤解は間違いですね。

○建部議長 町長。

○北川町長 皆さんにもやっぱり知っててもらわないかんと思うんですが、今回の補正は、いわゆる3,376万、入で組んでいます。その入で組んでいる補正予算は、一般会計から繰り出すんじゃなくて、例えば、果物とか野菜、そういうもので大体一千何百万とか、あるいは加工品でどれだけとか、あるいは土産ものでどれだけ、軽食コーナーの売り上げでどれだけというので組んだのが、三千二百何十万やと思うんです。売り上げを見込んで。その中から500万、一般会計に戻し入れます。残りが、2,800万。したがって、これから先、多分これぐらいの売り上げが見込めるやろうということで、一応、入を上げるんです。それによって、先ほどの中に、仕入れ先に売ったら支払うという形、これは同じなんです。これを使って、売り上げが上がったやつで支払いするわけですから。だから、一般会計から特別に皆さんの税金を持ってくるということはないということです。そこらをちょっと理解してほしいんです。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 今、町長が申されたことは、地方公共団体は、予算主義をとっておりまして、原則として、その会計年度で一切の収入および支出を歳入歳出予算に上げなければならないという原則があります。これは、地方自治法の210条で決まっています。

なぜ、このような原則があるかといいますと、会計面の不正が起こらないようにということで、会計面の透明性は大変重要でありますので、お金の流れに関することは予算に全て編入するとなっています。それで、もし収入および支

出を予算に編入しなくて、そのお金の中で回るということになりますと、どのような会計が行われるかわからなくなるということで、この透明さから会計面で不正が起こるおそれがありますので、それのないように全ての会計は、一旦、予算に積み上げるということになっていきますので、今回、増額補正させていただいて、一般会計へ500万円を、当初は2,600万円ほど繰り出しをしていますので、それが減った。すなわち、一般会計から繰り出ししているのは2,100万円ぐらいと、少し前向きに改善されているというご理解をお願いしたいと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私どもは、当初の始まりのときには、今、総務課長が回答いただきました一般会計の繰り入れは借入金とすべきという理由で反対をしたものであります。それで、このチラシをよく見ますと、9月議会で反対討論をされた議員がおられまして、その議事録を見えています。議会でも聞いていたんですが、その反対討論の内容と、このチラシがよく似ております。そういう点で、誤解のまま、ないしは意図的なままなのかというように思いますが、そういう点で、会計上の事実関係をきっちりと押さえて、このチラシそのものが誤解を与える中身、つまり、事実でないことが書かれていることについてもきっちりと反省をしていただきたい。そして、訂正ができれば、発行人がありませんので、そうできないんだと思いますが、そのことを指摘しておきたいと思います。

この問題の2つ目ですが、オープンから8カ月の状況、そして、現状と課題はどのようなものに整理をされているのかお尋ねいたします。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 オープンの4月から10月までの状況については、予算の売り上げについては、昨日もご説明をいたしました。特に生産者の搬入、搬出、いわゆる野菜の取り組みのことも十分にやはりやっていたかなければならないと思っております。このことは、農業振興にかかわることですので、しっかりと生産者と会話をもちながら出荷をしていただく、また消費者とつながりをしっかり持っていくということが大事であろうかなと思っております。そういうことから、商品を並べていくということが一番大事であると思っております。日々どういう方向でやっていったらいいのかというのを毎日のように模索しながら、3人でも話し合いをしながら進めている状況でございます。特に、消費者の求める野菜関係については、しっかりと生産者と会話をしながら進めるということが大事であるという認識に、今も立っているところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この課題と対応方法について、課内ないしは生産者とも協議をしな

がら、ぜひ発展のためにはこういうことが必要だという点で、ありきたりの計画書ではなくて、いろんな現状に即して、甲良町の現状に即して応えられるそういう文章化が僕は必要だと思います。多数の人がかかわる事業ですし、ましてや町民のとうとい税金で成り立っている事業ですから、その作業が必要だと思います。

3番目に進んでいますが、当初の見込みを情報修正できる現状だというのは、9月議会で報告がありました。安定発展のために謙虚な努力、これは今も言いましたように文章化として、課内でたえられる、そして、町民にも示して、こういう点で協力もしてほしいし、こういう努力も町はしているんだということを示すことが大事だと思いますが、3番の点、よろしくお願いします。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 県の農産普及課の担当の方とも、月に1回、定例会議を開いております。甲良町に何が不足しているのか、何をどういうふうにやらなければならないのかということ、県の指導も仰ぎながら、道の駅で会議をもっているところでございます。

そういうことから、会議だけではなく、現地指導もやっていかなければならないということも10月にもお互いに提案をし合いながら、11月には現地研修もしようということ、生産者は会話はしておりませんが、どういうものが生産されているのか、やっぱり現実、目で見えて進んでいこうということから、11月についてはそういう現地を回りながら、生産者がどういうものをおられるのか、どういうものが出荷されていくのかということも、ある一定の地域を絞りながら調査もしてきているものでございまして、そういうことを生産者に知らせる、皆さんに知らしていくということでやっていかなければならないと思っておりますので、イベント関係なんかもやっていく上で、皆さんに知らしていくということが大事であるという認識を持っておりますので、これは生産者にしっかりと知らしていく義務があるという思いもしておりますし、バックヤードの方に生産者の箱がございまして、そこに情報公開をしているという部分で進んでおるところでございます。

以上でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。私もちよくちよくであります、新鮮野菜を買わせていただいています。そこで、近畿圏あるいは西日本の道の駅を巡回しておられる60歳の方に出会いまして、話を聞いてみました。非常にコンパクトで木のぬくもりが伝わって、落ち着く気分がしていますということで、木の椅子に座っておられまして、犬と来られたわけですが、そういう点で前向きな方向をぜひ進めていく必要があるものと思っております。

そこで、大事なものは生産者の意欲、それから町民の協力をどれだけ引き出すかということにあります。とりわけ、町内生産者との意思疎通、住民合意を進める上で大切にしていることは何かということでお聞きいたします。

○建部議長 道の駅管理室長。

○茶木道の駅管理室長 まず、大切にしていることというのは、やはり日々、生産者との会話、また消費者との会話、これが私は一番大事であると考えておりました。生産者が現在、何を栽培されているのかということもしっかりと把握をするということは、会話をしながら日々どういうものを作っておられるのか、また話し合いをして、こういうものを作っておられませんかということでお聞きをしながら、やっているでという話になれば、出してくださいよとお願いもしながら、日々、会話を大切にする、そのことが意思疎通につながって行って、生産拡大につながり、消費の拡大につながっていくという思いをしているところでございますので、しっかりとその辺は話し合いをしながら進めるということが一番大事であろうと考えているものでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 組織ですので、しかも、経営体になります。日々の意思疎通も大事だと思いますが、私が所属しているところは週1回の役員の会議、それから、広い地域に広げますと、月1回の会議は定期的にかかれて、そこでさまざまな実行する内容を決めていきます。つまり、1人や2人で決められないわけですね。そういう点では、生産者との定期会合、そして、それを体制、制度として設置する必要があるというように常々考えています。その運営を創意工夫が発揮できる環境整備をしていく必要があると思いますし、そのためにもあと1週間もあつたら定期的な会合があつて、そこでこのことが実行に移せる、つまり単に町に対する苦情だけではなくて、みんなが相談をして、次の実行に移せる、そういう展望の枠、会議の設定がぜひ必要だと思います。

つまり、町が管轄ですので、町の指揮権が最優先されると思います。しかし、その指揮権、指導性が発揮されるもとは、やはり生産者の意欲であり、生産力なんですね。ですから、生産をどういうように高めてもらうか、それから、町が実施をした価格制度、支援制度を利用してもらう上でも、この共通認識、相互理解が必要なわけですが、定期的な会合の設定が制度的に、これは町長の決断も必要ですが、担当課の提起でぜひこれはしてもらって、私のところにもそれぞれ整理のできひんご意見をいただくんですよ。それはそれで、意見を聞かせてもらいますけども、その組合の中で、そして組合と町との関係で、制度に乗せていく、それから実行に移していくという作業は、定期的な会合を抜きにやっぱりできないと思うんですね。町の中でも、定期的な課長会議、このせせらぎの里では、組織が決定されて、今、進んでいます。生産者との関係

のそういう定期会合をぜひつくる必要があると思うんですが、見解を求めたいと思います。

○**建部議長** 道の駅管理室長。

○**茶木道の駅管理室長** 今、ご指摘いただいたことはやっていかなければならないと思っております。現在、農産普及課と行政的な会議でございますが、月に1回やりながら、方向を見出しているということでございますし、また、いろんな部会がございます。そういう花卉部会がございますし、そういう中でイベントをどうするのかということも、みずから立案をされておりますので、そういうことについては、しっかりと逆に支援をしながらやっていくということが大事であろうと思っておりますので、そういう部会長には話を聞きながら進めているのが現状でございますし、いわゆる行政が運営しているから、行政の言うとおりにじゃなく、やはり生産者がおられますので、その辺の話はしっかりと聞きながら進めていくということが大事であると思っておりますので、会議につきましては、今後の検討ということで進めていきたいと思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ぜひ制度的に設置をしていただきたいと思います。阪東議員が非常に適切な質問をされましたけども、食品偽装の問題で、1つ起これば、客離れ、経営の危機とも直結をしている問題ですし、そのことだけではありません。町と生産者が共同体で共通認識を持って当たるということが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、進みまして、平成26年度の予算編成についてであります。

アベノミクスは、色あせたと酷評する経済専門家が、保守層といわれている方々にも広がってきています。来年の消費税率8%への引き上げを境に、一部の駆け込み需要を除いて、景気は下降の一途であります。労働者賃金の指標は、依然として下がり続けています。諸物価の高騰、その上、国保税の引き上げがされれば、暮らしはますます冷え込んでいきます。全体としては、このような経済状況であることをしっかりと押さえておくことが大事だと思います。

人は貧乏は我慢ができる、しかし、不平等は一時も承服できないと言われております。貧富の格差がますます広がる中、少しでも緩和ができるよう対応が必要だと思います。

そこで、来年度の中心的な課題、施策をどのように位置づけ、展開をされているのか、現在の検討状況のご報告をお願いいたします。

○**建部議長** 総務課長。

○**大橋総務課長** 既に、町長の方から阪東議員、また野瀬議員の方にお答えされているんですが、平成22年4月に甲良町総合計画で定めた町の将来像である

「笑顔で暮らせる豊かな農村」を実現するために、平成26年度予算編成方針においては、11月11日の町長の初登庁のときに、課長会で徹底させていただきました。

その施策につきましては、何回も言っておられます、9つの施策があります。まず、一番に子育て支援施策、2番に保健福祉施策、3番に教育施策、4番に人権施策、5番に環境施策、6番に農業商工観光施策、7番、まちづくり施策、8番、安全・安心のまちづくり施策、9番、湖東定住自立圏の9つを中心としてということで、中心的に進んでいきたいなと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、総務課長が言われました9つの柱になる施策、どれもおろそかにできないというように私も思っています。その中で、町民が強く願っていることは、以前も言いましたが、県下で一番寿命の短い町、これを何とか汚名を返上したいというので、現場の保健師さん、栄養士さんなどが非常によく取り組んでいただいています。そのことは、私たちにも伝わっております。

そういう点で、今の状況から暮らし、子育て、それから、道の駅の発展とも関連をしますが、農業の支援、また、医療や介護の充実、今言いました健康の推進の総合的な取り組みで、これは長野県が幾つかの町で、その施策を先行しながら、医療費の削減を2割、3割成功している自治体が生まれています。そういうところに学んで、健康で誰もが最後をこの甲良町で暮らしたいというように思っています。そのところを支援する施策が必要だと思いますが、中心の問題をどこに当てるかというところがありますが、見解を再度求めたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○大橋総務課長 中心をということではありますが、町長のマニフェストにあるのも、この9点が主なこととなっております。それで、今おっしゃった個々の項目につきましては、町長とこれから当初予算の編成時に相談させてもらって、どのように取り組んでいくかということは決めていきたいなと思っておりますので、もうしばらくお待ちください。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 2期目のスタートであります。そして、来年度の予算編成に向けて、大詰めを迎えて、いろんな論議がされているところでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

冒頭にも言いましたように、2期目の北川町政に対して、いいものはいい、それをさらによくして、前進ができるように力を尽くしていくものでありますし、あかんものはあかんということで、発言もさせてもらい、またそれが改善されるように努力をしながら、私たちも進んでいくことを表明させていただき

まして、質問を終わらせていただきます。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 11 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 濱 野 圭 市

署 名 議 員 丸 山 光 雄